

# 宮城県警察留置施設の実地監査に関する規則

令和5年11月17日

宮城県公安委員会規則第12号

宮城県警察留置施設の実地監査に関する規則を次のように定める。

宮城県警察留置施設の実地監査に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、留置施設に対して行う実地監査（以下単に「実地監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(実施計画)

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、実地監査を実施するための計画（以下「実地監査計画」という。）を策定し、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(実施項目)

第4条 実地監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 留置施設の管理運営に関すること。
- (2) 被留置者の処遇に関すること。

(実施方法)

第5条 実地監査は、留置担当官その他の関係職員からの聴取、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

(実施)

第6条 本部長は、実地監査計画に従い、その指定する監査官に実地監査を行わせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、その指定する監査官に臨時に実地監査を行わせるものとする。

(留意事項)

第7条 実地監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 留置施設の規模、構造その他の状況を考慮すること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 必要な限度を超えて関係職員の業務に支障を及ぼさないように注意すること。

(報告)

第8条 本部長は、実地監査を実施したときは、その結果を取りまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。